

会 長	課 長	副課長	主 査	専門員	主任技師	報告者

令和4年度第1回

富士見市農業振興地域整備促進協議会

議事録

日 時	令和4年8月3日（水）		開会	午後2時00分		
			閉会	午後3時30分		
場 所	富士見市役所2階 第2・3会議室					
出席者	委 員	大曾根高男 委員	新井稔 委員	荻島保夫 委員	田中弥一 委員	吉野茂 委員
		○	○	○	○	○
		矢部幸次 委員	森川正幸 委員	田中市郎 委員	木内精一 委員	吉原正美 委員
		○	○	○	○	○
		清水登典雄 委員	星野信吾 委員	鴻村和男 委員	田中恵次 委員	横田基広 委員
		○	欠	○	○	○
		橋本和幸 委員	關野茂治 委員	加治立己 委員	星野剛広 委員	—
	○	○	○	○	-	
事務局	農業振興課 村木課長、横田副課長、飛田和主任 【関係部局】経済環境部 渋川部長					
公開・非公開	公開（傍聴者なし）					
議 題	（1）農業振興地域整備計画の変更について					
議 事 内 容						
<p>1、 開会</p> <p>2、 会長選出</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋本和幸委員が大曾根高男委員を推薦した。本人了承の上、他委員からも承認された。 <p>3、 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の開催に当たり、会長からあいさつを行った。 						

4、 諮問

市長から富士見市農業振興地域整備計画の変更について諮問を受けた。

5、 審議事項

- ・ 審議の前に、資料「農業振興地域制度について」に基づき、制度概要について説明を行った。
- ・ 諮問事項について、資料「農業振興地域整備計画の変更について」、「富士見市農業振興地域整備計画書（案）」に基づき、説明を行った。

質疑 1

農用地区域を見直したということだが、登戸陸田組合の区域内的の農地は継続して農用地区域に指定されている様である。一部農地については、過去に建設ガラが入れられていることもあり、耕作しにくい状況になっている。そのような土地が農用地区域に指定されていることは適当なのか。

回答 1

農用地区域は昭和49年3月20日に当初指定しており、その時点から現在に至るまで農用地区域に指定されている農地が多い状況である。法律上、耕作しにくいということのみをもって農用地区域から除外することはできない。

質疑 2

一度指定されると農用地区域からの除外はできないということか。

回答 2

農業振興地域の整備に関する法律に基づく5要件を満たすものについては、農用地区域からの除外が可能である。

質疑 3

農用地区域からの除外に係る5要件のうち、地域の担い手の営農への支障の有無について伺う。実態として担い手による闇小作が多いと感じているが、市は除外の申出の中でどのように把握しているのか。

回答 3

農用地除外申出の際に耕作者を書類や口頭で確認しているにとどまっている。

質疑 4

各土地改良区等が管理しているポンプ施設等があるが、今回の見直しで編入しているのか。

回答 4

今回の農用地区域の見直しにおいては、未編入のポンプ施設等の見直しを行っていない。農用地区域への編入に当たっては地権者の同意が必要であることから、時間を要するため、今後の課題として取り扱いたい。

質疑 5

農家の収益を上げるための1つの手法として、営農型太陽光発電があると考えている。どのような手続きが必要なのか。

回答 5

農業委員会からは太陽光パネルの支柱部分のみ一時転用をすることで設置可能と伺っている。詳細については、農業委員会に伺っていただきたい。

○ 採決→全員賛成により「異存なし」とした。

6、 その他（委員からの質問事項等）

意見

いるま野農業協同組合への要望になるが、地域で稲作を続けるには、カントリーエレベーターが必要不可欠である。東部カントリーエレベーターはかなり老朽化していると感じているが、立て直し等を推進していただきたい。

回答（委員）

いるま野農業協同組合ではサトイモの選果場を建設するなど、施設の建築にも力を入れているところであるが、補助金を使うと5年間は使用できないという決まりがある。そのため、東部カントリーエレベーターをすぐに立て直すということはできない。また、立て直す場合でも、切れ目なくお米を受け入れる必要があることから同じ場所というわけにもいかないという課題もある。

ただし、いるま野管内の全てのカントリーエレベーターの老朽化が進んでいることから、早期の検討が必要と考えている。

7、 閉会

以上